

法人ニュース

しにいとん

■発行日/平成27年1月31日 ■発行/(公社)糸魚川法人会総務委員会/新潟県糸魚川市寺町2-8-16 TEL.025-550-4011



第69号

平成27年1月31日

シリーズ 地域のしおり

「間近に迫る北陸新幹線開業」

二〇一五年三月十四日の北陸新幹線の開業が間近に迫っています。

当地域にとって一〇〇年に一度の大きな変化をもたらすビッグチャンスと期待されています。

開業に向けて整備が進められた駅南北自由通路や日本海口(北口)、アルプス口(南口)のお披露目と供用開始も行われました。

さらには、日本海口周辺のアーケードも完成し、このほかにも中央大通り線の全線開通や、着々と進む国道八号糸魚川東バイパスの整備など長年期待されていた大きな事業が一気に整った感があります。

ヒスイのふるさと、世界ジオパークのまち糸魚川。加えて多彩な海や山の幸の魅力、さらには地酒とのコラボレーションなどにより、訪れる人へのおもてなしの心を持って、この大きなチャンスをしっかりと活かしましょう。

新年会長挨拶



会長
鈴木秀城

新年明けましておめでとう
ございます。今年も会員各位
はもとより、地域にとっても幸
多い良い年になることを、ご祈
念申し上げます。

【前に進む覚悟】

暮れの選挙で、消費税の増
税の実施が二〇一七年四月に
確定しました。景気判断によ
り一年半先送りされましたが、
財政の立て直し、増大する社
会保障の財源確保として、や
るべきことはつきりして良かつ
たと思います。いつまでも決め
られない、変えられないことが、
停滞とフラストレーションを生む
と私は感じています。

景気が判断材料になりました
が、景気というからには波が
あるはず。しかし、バブル
崩壊後、地方においては、景
気の波は良さを実感したこと
はありません。いわゆる「失
われた二〇年」です。そして、波
がないとすれば、このずっと
続いている閉塞感、景気では
なく、社会構造的な経済の沈
降ではないでしょうか。そうで
あるなら、問題を景気循環の
せいにするのは、本質を見失っ

てしまう恐れがあります。

地方の我々が直面している問
題は、生産人口減や経済拠点
の移動による地域力の縮小、
消費力不足、内需不足、それ
で人手不足ではないかと。それ
らに、地元企業としてどのよう
に対処していけば良いのか、解
決策を模索しながら、もがいて
います。

【法人会は良き経営者を目指す団体】

人口減の流れに対処するに
は、地域の生産人口の減少を
抑えること、収入を得る人が
少しでも増えることが、地域
の活力につながります。人を
雇用すること、給与総額を増
やすことが求められています。
人件費を小さくし、コストを
縮減し、価格の安いことのみ
が評価されるベクトルも変えて
いかなければ、社会が縮小し
ていくと思います。人件費・固
定費のコストを少なくするの
は、上手な経営かもしれない
が、良い経営ではない。上手
な経営と良い経営、そのバラ
ンスが大切だし、難しいと感じ
ています。

【法に背いて劫に面す】

法人会は、自己啓発や税知
識習得や地域貢献活動などを
通して、良き経営者になる目
的をもっています。昨年、次期
経営幹部育成研修が、糸魚川
商工会議所、能生・青海商工
会の主催、法人会の共催で行
われました。

その講座で講師を務めたコン
サルタント会社の経営理念「法
に背いて劫に面す」が、テキス
トに載っていました。辞書で調
べてみると、「劫」とは、ヒンズー
語・仏教用語で長さの単位で最
長のもの。一つの宇宙が生まれ
て滅するまでに要する時間」と
記されています。

経営の要諦は、目先の状況・
制度（法）にとられず、長い
視点で考え、宇宙の道理や人
間の本質に基づいて行うこと、
と勝手に解釈をしてみました。も
ちろん、時代の流れや制度変化
に敏感に反応し、コストを削る
上手な経営を目指すことも大
切ではありますが、皆が幸せに
なり、地域が豊かになるよう
な、劫の視点で良い経営が出来るよ
うになりたいと思います。

新年賀詞交換会



鈴木秀城会長



岡村 均振興局長



米田 徹市長



近藤 功税務署長



小川和雄新潟県議会議員

第八回糸魚川翡翠デザイン画コンテスト表彰式



グランプリ 江口 恭子さん

一月二十二日、ヒスイ王国館において、第八回糸魚川翡翠ジュエリー・アクセサリーデザイナーデザイン画コンテストの審査発表と表彰式が行われました。



(公社)日本ジュエリーデザイナー協会会長 菅沼知行氏

今回のコンテストには、全国の一六三名から二五五点の作品が寄せられ、グランプリに東京都在住、江口恭子さんの「再生(ペンダント)」、製品化デザイン賞に大阪市在住、堀田のどかさんの「灯台(ネックレス)」、さらに今回法人会会長特別賞として近藤亜由美さん(糸魚川東中学校生徒)が選ばれました。

審査員長の菅沼知行氏は、「今回の特徴は製品化デザイン部門が前進した。いくら位で作るかということが明確にされた。中学生の作品はテーマに対し柔軟な発想がすばらしかった。グランプリについては構成力がすばらしかった。」と講評されました。

表彰式の後、新年賀詞交換会が盛大に開催され、新春を寿ぎました。

デザイン画コンテスト入賞者

(敬称略)

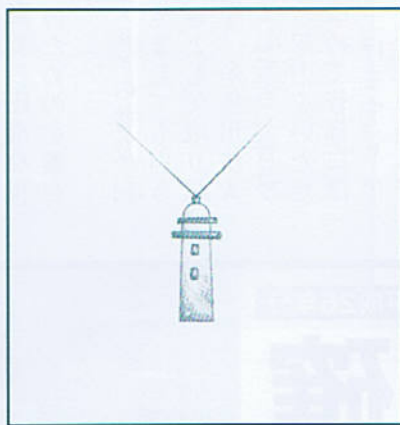
賞	氏名	住所
グランプリ	江口 恭子	東京都
準グランプリ	各務 浩平	東京都
糸魚川ヒスイ商組合賞	六車 明美	香川県
糸魚川ヒスイ商組合賞	岡田 晴来	大阪府
審査員特別賞	會澤 由実	埼玉県
製品化デザイン賞	堀田のどか	大阪府
法人会会長特別賞	近藤亜由美	糸魚川市



グランプリ
「再生」



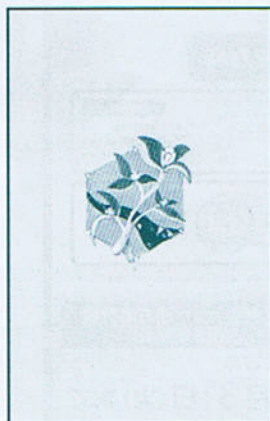
審査員特別賞
「神秘の力」



製品化デザイン賞
「灯台」



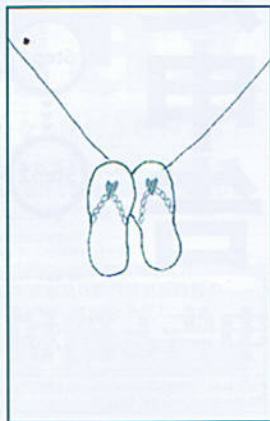
準グランプリ
「Mystery」



糸魚川ヒスイ商組合賞
「たおやかに」



糸魚川ヒスイ商組合賞
「ハートリーフ」



法人会会長特別賞
「ビーチサンダル」

新年のご挨拶



糸魚川税務署長
近藤 功

新年明けましておめでと
うございます。

公益社団法人糸魚川法人
会の皆様方におかれまして
は、お健やかに新春をお迎
えのことと、心からお慶び
申し上げます。

鈴木会長をはじめ、会員
の皆様方には、日頃から法
人会活動を通じまして、税
務行政全般にわたり、格別
なご理解とご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「
よき経営者をめざすもの
の団体」として正しい税知識の
普及や納税道義の高揚を図
るため、研修会、講演会の
開催や租税教室への講師派
遣、街頭広報など幅広い事
業活動を活発に展開され、
会員企業や地域社会の健全
な発展、税務行政の運営に
多大な貢献をされています。
貴会の活動に対し、深く敬
意を表しますとともに、今

後も皆様との連携・協調を
図ってまいりたいと考えて
おりますので、よろしくお
願いいたします。

昨年は、一昨年の「富士山」
「和食」に続き「富岡製糸場」
「和紙」が世界遺産に登録さ
れました。来日した外国人
旅行者は、過去最高を記録
した平成二十五年に比べ、
さらに二割以上増加してい
るとのことであり、その旅
行者が旅行費用の五割以上
を飲食と買い物に充ててい
るとのことです。円安の影
響を受けた輸出産業が好調
であっただけでなく、国内
における外国人旅行者への
売上も大きな伸びを見せて
いるとのことです。

糸魚川では、三月に北陸
新幹線が開通し、首都圏、
関西圏とのアクセスが格段
に向上します。中央大通り
線等のインフラ整備も進み、
新幹線開業に向けた準備は
着々と進んでいることと思
います。

平成十七年の市町合併か
ら一〇周年を迎える糸魚川
市が、北陸新幹線を、首都
圏のみならず、より広い地
域への窓口として、更なる
飛躍の年になることをお祈
り申し上げます。
さて、税務行政に携わる

私どもといたしましては、
経済社会の変化に的確に対
応しつつ、納税者の皆様に
は親切・丁寧なサービスを提
供し、「適正・公平な課税の
実現」と「租税収入の確実な
確保」に努めることにより、
皆様の負担にこたえ、信頼
を維持していくことが重要
であると考えております。

今年、相続税の基礎控
除の引下げなどの税制改正
が行われています。
更に、平成二十八年一月
からは、「社会保障・税番号
制度」が導入されます。当制
度は、より公平な社会保障
制度や税制の基盤である
とともに、情報化社会のイン
フラとして、皆様の利便性
の向上や行政の効率化に資
するためのものです。国税
庁では、e-Taxなどの既
存システムの改修を行うな
ど、国税分野での円滑な税
番号の利用のための準備を
進めています。

また、e-Taxの普及・利
用拡大につきましても引き
続き重要課題として取り組
んでおります。糸魚川法人
会におかれましても、普及・
利用拡大にご尽力をいただ
いており、改めて皆様に深
く感謝申し上げます。e-T
axは確定申告書の提出だ

けでなく、源泉所得税の徴
収高計算書や法定調書合計
表の提出にもご利用いただ
けます。ダイレクト納付に
よる国税の納付及び納税証
明等の申請を含め、より一
層のご利用をいただけます
ようお願い申し上げます。
年も改まり、間もなく平
成二十六年分の所得税・個人
事業者の消費税・贈与税の確
定申告の時期を迎えます。

会員企業の役員及び従業
員の皆様におかれましても、
積極的にe-Taxをご利用
いただきますようお願い申
し上げます。
結びに、公益社団法人糸
魚川法人会の益々のご発展
と会員の皆様のご健勝、ご
繁栄をお祈り申し上げ、新
年のご挨拶とさせていただきます。

国税庁 www.nta.go.jp

申告書の作成は
国税庁ホームページが
おすすめ

確定申告

検索

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

ネットを使って
e-Taxへ送信

パソコン 電子証明書 ICカードリーダ
を準備してネットで申告

e-Taxのメリット

- 24時間受付
- 受付時間の混雑回避
- 遠方からスピーディー

Step2 印刷して送付

**所得税および復興特別所得税
贈与税**

平成27年
3月16日(月)まで

**消費税および地方消費税
(個人事業者)**

平成27年
3月31日(火)まで

申告と納税

所得税および復興特別所得税の確定申告の窓口での
相談・申告書の受付は、2月16日(月)からです。

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。
確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税」の記載漏れのないようご注意ください。

社長さん こんにちは



有限会社 富田テレビ商会
代表取締役社長 富田 一 弥

当店は昭和二十五年に富田ラジオ商会として家電販売、水道工事を中心に創業しました。その後、昭和五十六年に有限会社富田テレビ商会として法人化し、たくさんのお客様に支えられ今日に至りました。

現在の事業内容は家電販売修理の他、リフォーム工事(システムキッチン、ユニットバス)、設備工事(ガス、水道、下水道)、電気工事(コンセント、スイッチの増設、交換から電気の容量を増やすなど)「お家まるごとお任せください」をモットーに幅広く対応しております。
当地にも大型電器店があり、正直に言えば値段では

勝てないかもしれません。

しかし当社が目指すのは、販売するだけでなく、お客様に「ありがとう」と言ってもらえる店です。お困りのことがありましたら何でもご相談下さい。当店はお客様が一番身近なサポーターであることを望み、お客様に一番近い店でありたいと思います。

私達に出来ることは小さいことかも知れませんが、お客様に喜んで頂くため、全力で頑張ります。

昨年、創業者で先代社長の急逝により代表に就任しました。これからは法人会の行事にも積極的に参加していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

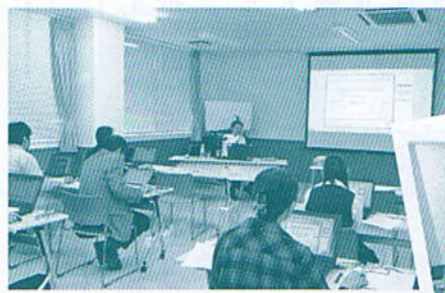


会社風景

税務研修会

第二回・第二回

八月二十六日、十月二十八日、ヒスイ王国館において糸魚川税務署上席国税調査官松岡圭吾氏を講師に「税制改正のあらまし」、「e-tax操作」について研修しました。



第三回

十一月六日、ヒスイ王国館において、税務研修会が開催されました。税理士の秋山澄雄氏から「相続税・贈与税改正の要点」について講義を受けました。



第四回

十一月二十七日、ヒスイ王国館において近藤功糸魚川税務署長を講師に研修会が開催されました。
「税の役割と税務署の仕事」と題して講話をされました。



各支部活動報告

糸魚川支部

十二月十五日、ヒスイ王国館において、糸魚川地域振興局長の岡村均氏を講師に、「北陸新幹線開業を契機とした糸魚川の活性化」と題して間近に迫った状況を踏まえて一般公開講演会が開催され、六十名が聴講しました。

新幹線開業を機に交流観光拡大を図り地域活性化に結び付けるため、現状と課題の分析、地域振興局における取組などについて講演があり、講師が捉えた糸魚川の魅力はヒスイ、あんこう(ベニズワイ)、ジオパークの三点であると紹介されました。



能生支部

十二月五日、能生商工会工業部会と合同の研修会が開催されました。

講師に、アサヒビール(株)富山支社の森田利幸氏より、前半ニッカウキスキーの創業者の竹鶴政孝氏(通称マッサン)の真実について講話を拝聴し、後半ではウイスキーとワインを2倍以上楽しむ講座を開催しました。

美味しくいただく方法をご教授いただき、参加者全員がウイスキー・ワインの魅力を再確認いたしました。



青海支部

遺言・相続税の基礎知識

十二月二十八日青海町商工会館において、糸魚川きぼう法律事務所の田村所長をお招きし、研修会を開催しました。

相続の概要や遺言書の書き方、相続税の改正内容等について説明を受けました。

研修会が相続税改正時期と重なったことや身近なテーマだけに、質問コーナーでは次から次へと質問の手が上がり、研修時間が足りないくらい盛況でした。



- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回) ^(※3)

※1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※3 平成26年4月1日以後開始する課税期間から、自主的に中間申告書(年1回)を提出することができ任意の中間申告制度が設けられました。

消費税期限内納付
推進運動
実施中!



消費税の期限内納付を忘れずに。

第六回翡翠デザイン画 コンテスト受賞作品製品化

平成二十四年度の製品化デザイン受賞作品である「Face」(ペンダント・佐藤涼磨氏のデザイン)が糸魚川ヒスイ商組合により製品化されました。

「ホテルブクロ」をデザイン化したもので、今後、全国に向け販売されることとなりますが、法人会会員の皆様からも購入いただきたいと願っております。



雇用トラブル対策セミナー

十一月二十日、ヒスイ王国館において、「雇用トラブル対策セミナー」が開催されました。

講師の赤澤将氏から、すぐに役立つ雇用トラブル対策のポイントとして、最近のトラブル事例を参考に、採用に関するリスク回避やいじめ、パワハラ問題への対応策などについて解説されました。



健康増進ゴルフ大会

優勝は横山幸雄様

九月十三日、糸魚川CCにおいて、奴奈川経済懇話会と共催による健康増進ゴルフ大会が開催され、恵まれた好天の下、四十六名がプレーに興じました。



ゴルフ大会 入賞者

- 優勝 横山 幸雄
- 準優勝 川瀬 豊
(㈲三栄興業)
- 第三位 後藤 幸洋
(㈱後藤組)
- 第四位 木村 律治
(㈱木村鉄工)
- 第五位 平澤 惣一郎
(㈱平沢精肉店)
(敬称略)

研修旅行 三菱地所の街づくりほか

十一月十四、十五日の両日、研修旅行に十六名が参加しました。

はじめに東京ビッグサイトで「ものづくりNEX T↑2014」を見学し、次にメインの研修先となる三菱地所を訪問、「丸の内の街づくり」のこれまでの取り組みと今後の取り組みについて説明を受けました。

その後、講師を招いて懇談の場を持つ等、有意義な研修旅行となりました。



青年部会

全国青年の集い「秋田大会」

部長 猪又 一義



十一月二十日～二十一日の両日、第二十八回全国青年の集い「秋田大会」に参加しました。

初日開催された租税教育活動プレゼンテーションでは十二の単位会から発表があり、それぞれの地域において特徴や工夫のある活動を紹介してもらいました。引き続き開催された、部長ウエルカムパーティーでは関東甲信越ブロックの多くの部長といろいろな意見交換をする中から、私たちの活動にも活かせるものを数多く発見しました。租税教育活動の普及とい



う共通のテーマで活動している同世代の仲間と交流することによって、今後もこの取組を中心に、地域社会貢献活動に努めていかなければという強い気持ちを持つことができました。来年は茨城だそうです。これからも、税の大切さを将来の国や地域を担う子供たちにしっかりと伝えていきます。

企業見学

十月二十一日、地元最大の工場である電気化学工業(株)青海工場を訪問し、企業として目指す方向や事業展開の状況、青海工場で生産している製品等について説明を受けた後、工場の立地基盤ともいえる石灰石の原石山ほかを見学しました。



租税教室講師養成講座・税務署長の講話

小学生への租税教室を担う講師を養成するための研修会が十二月八日開催されました。

新たに講師を目指す部員のほか、すでに講師として活動している部員も受講しました。

小学生への租税教室については、十二月末までに四校で実施されました。

また、十二月十日、近藤税務署長を講師として適正公平な税務行政の推進等について研修しました。



租税教室



講師養成講座

他にも時を選ばず自宅等での研修が可能なインターネットセミナーの活用等の研修が開催されました。

女性部会

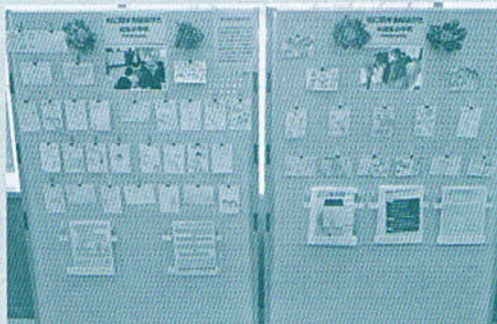
税に関するチラシ配布

十一月十一日、ハッピー奴奈川店前において、税に関するチラシ配布を実施しました。
 税務署・市役所・地域振興局の職員のほか、税務署・市の広報キャラも駆けつけてくれました。
 その後、会場を春よしに移し、近藤功税務署長の講話の後、意見交換を行いました。



税に関する
絵はがき展示

十一月十一日～十七日、税を考える週間に合わせ、糸魚川信用組合の本店、支店の四か所において、税に関する絵はがきを展示し、来訪者への納税意識の高揚に努めました。



新潟県法人会連合会女性部会
連絡協議会合同セミナー

十月七日、十日町市において県連女性部会連絡協議会の合同セミナーが開催されました。

大地の芸術祭総合プログラム「デューサーの北川フラム氏による記念講演の後、交流会にも参加しました。
 次年度の開催地が糸魚川というところで、例年以上に多数の部会員から参加していただきました。



新入会員
紹介

《正会員》

ニッカ興産(株)

代表者 斎藤 司
 住 所 糸魚川市田海12番地1
 TEL 025-562-3080

《系列会社》

(株)殖産

代表者 猪又一 義
 住 所 糸魚川市須沢3413番地
 TEL 025-552-2520

《賛助会員》

そば処 金七

代表者 山岸 栄治
 住 所 糸魚川市大町2-5-5
 TEL 025-552-0065



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

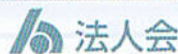
e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするるとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディ

(注) 法定申告期間から5年経過後、税務署から書類の提出又は届出を求められることがあります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用[※]できるので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成すれば、時間を省いて自宅で手続きが行えます。
※メンテナンス期間を除きます。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

○国税局・税務署からのお知らせ

確定申告書は自宅で作成できます!

確定申告期間中(2/16 ~ 3/16)は、**確定申告会場は大変混雑し**、長時間お待ちいただくこととなります。

国税庁ホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」を利用すれば、**ご自宅で**確定申告書等が作成できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

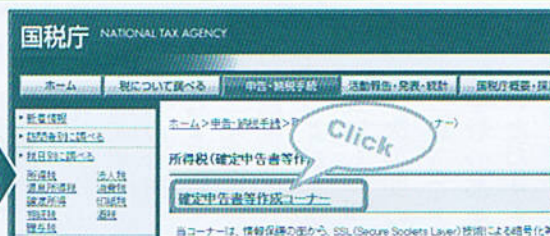
※ご案内の画面は平成25年分の「確定申告書等作成コーナー」を使用しているため、変更になる場合があります。

www.nta.go.jp

国税庁

検索

1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を選択します



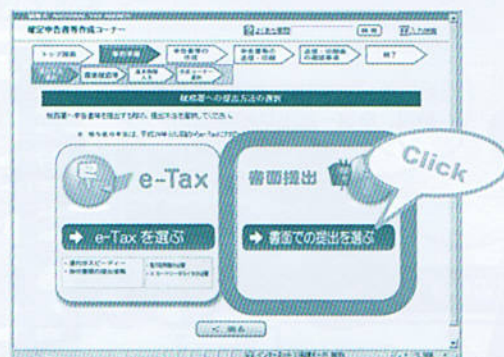
2 「作成開始」を選択します

ポイント!

「様式・手引き・入力例」には、給与所得の入力編や、医療費控除の入力編など、様々な入力例がありますのでご覧ください。



3 提出方法を選択します



申告書等の提出方法を選択してください。
印刷して書面で提出する場合は、右の「書面提出」をクリックしてください。
 e-Taxで送信する場合は左の「e-Tax」をクリックしてください。
 e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

4 書面で出力し、管轄の税務署へ郵送等でご提出ください。

※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です(プリント代がかかります。)

※ e-Taxや確定申告書等作成コーナー等のパソコン操作に関するお問合せは、**e-Tax・作成コーナーヘルプデスク**(☎0570-01-5901)へお問い合わせください。
 [受付時間]平成27年1月中旬～3月16日(月)は → 9時～20時、左記以外の期間は → 9時～17時(土、日、祝日等及び12月29日～1月3日はご利用になれません。※受付時間は変更になる場合があります。)



マイナちゃん

社会保障・税番号制度の早わかり

番号制度とは？

- 個人及び法人に対して、悉皆的に唯一無二の番号を付番し、それによって、①個人番号や法人番号を活用して、効率的に情報管理・利用及び迅速な情報のやりとりをすること、②手続の簡素化により国民の負担を軽減すること、③個人番号を含む個人情報(特定個人情報といいます。)の適正な取り扱いを確保することが、番号法の目的とされています。
- 平成27年10月以降番号の通知が行われ、平成28年1月以降番号利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

個人番号とは？

- 住民票を有する全ての者に対して、1人1番号の個人番号を住所地の市町村長が指定します。氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号を記載した「通知カード」により通知されます。原則として、一度指定された個人番号は生涯変わりません。
- 個人番号は社会保障、税、災害対策の分野に、利用範囲が限定されています。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されています。本人から個人番号の提供を受ける場合には、行政機関等が番号法に基づいて、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行うことが求められています。

個人番号カードとは？

- 表面に氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)と顔写真、裏面に個人番号が記載されたICチップ付カードです。
- 一般的には、身分証として利用できるほか、税分野においては、申告書や法定調書など税務関係書類を税務署に提出する際の本人確認などに使用されます。
- 平成28年1月以降、通知カードと共に送付される申請書を市町村に提出することにより交付されます。その際、通知カードを返納します。

法人番号とは？

- 国税庁長官が、法人等に対して、法務省から提供される会社法人等番号などを基礎として、1法人1番号の法人番号を指定し、書面により通知します。
- 法人番号は原則公表され、法人等の基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号)の検索、閲覧可能なサービスをインターネットを通じて提供することを予定しています。
- 利用範囲に限定はなく、民間での自由な利用も可能です。

国税分野での利用は？

- 納税者等は、確定申告書等の税務関係書類に個人・法人番号を記載することが求められることとなります。
 - ① 所得税：平成28年分の申告書から
 - ② 法人税：平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から
 - ③ 法定調書：平成28年1月以降の金銭の支払等に係るものから(※)
 (※)法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。
- 個人番号が記載された申告書等を提出する際には税務署等で本人確認をさせていただきます。また、法定調書提出義務者においても、金銭の支払を受ける者等の本人確認を行うことが必要となります。